

423

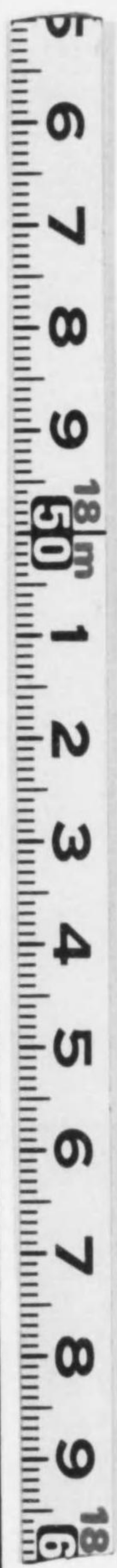
特 253

241

北樺太石油利權と

蘇聯の態度

北樺太石油株式會社



始



39
3

特253
241



北極
太石油利權と

蘇聯の態度

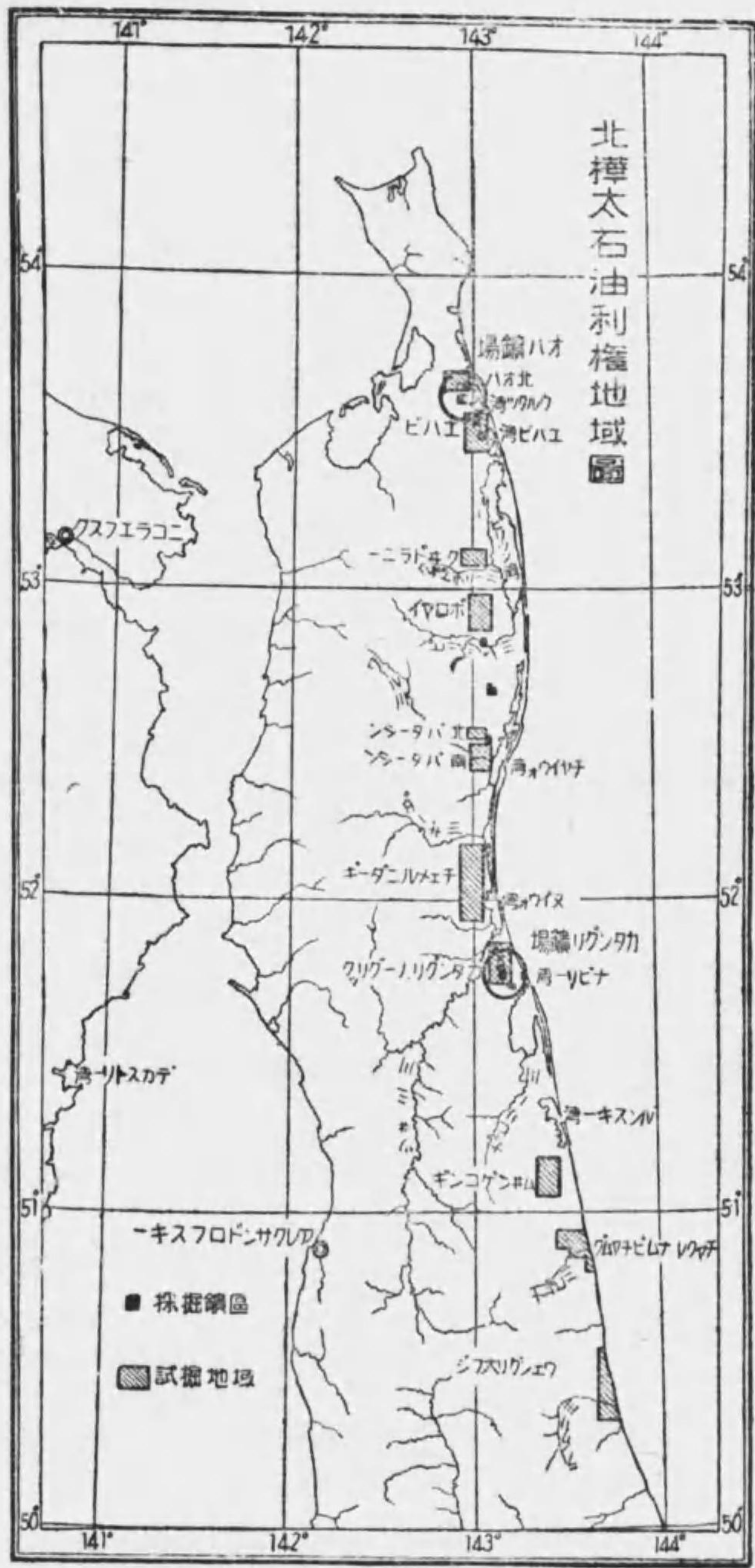


目次

- 一、北樺太石油利権の法的根據
- 二、北樺太油田の國策的價値
- 三、北樺太油田の發見より今日に至る迄
- 四、利権に對するソ聯邦の態度
- 五、暴狀の實例

- (イ) 現地の治安を亂し邦人を脅かす
(ロ) 邦人を不法に逮捕し不當裁判施行
(ハ) 邦人労働者の入ソ拒否
(ニ) ソ聯の計畫的詐欺行爲

- (ホ) 物資送込み制限
(ヘ) 薪伐採不許可
(ト) 船舶支所寄港問題
(チ) 團體契約改訂交渉經緯



一、北樺太石油利権の法的根拠

言ふ迄もなく、北樺太に於ける石油、石炭の利権は彼の尼港事件の代償的意味を含むものであつて、皇軍の北樺太保障占領が解かれた時其撤退の条件としてソ聯邦政府が、我に許した貴重なる國家的權益である。

即ち大正十四年一月、北京に於て、日ソ修交條約が締結された際、全基本條約第六條及議定書(乙)に於て

ソ聯は兩國間の經濟關係を促進するため、且天然資源に關する日本國の需要を考慮して、北樺太に於ける石油石炭の利権を我

國に提供し、而も當該企業は其の収益的經營を事實上不可能ならしめる様な如何なる課税又は制限をも加へられず、又一切の適當な保護と便益とを與へる旨を確約した。

依つて、代表海軍中將中里重次氏は露都に赴き、右條約に基いて利權企業運營の鍵とも言ふべき利權契約の締結に當つたのである。

然し乍ら、彼我の意見は其の懸隔が甚しく、ソ聯當局の主張は稍もすると企業の収益的經營を困難ならしめる様なものが多々あつたので、交渉も亦屢々危殆に瀕したが、折衝半歳幾多の曲折を経、難關を突破して、全年十二月十四日遂に利權契約が締結

せられた。

茲に於て、大正十五年三月北樺太利權に關する勅令が發布せられ、全年六月七日北樺太石油株式會社の成立を見るに至つたのである。

二、北樺太油田の國策的價値

本油田は露領北樺太東海岸に沿ひ約百里に亘つて存在するのであつて、既開發油田の面積は約八百万坪、未開發油田は約三億四千五百万坪である。

而て之等の油田に埋藏される油量は約二億一千万噸と稱せられ、一坑井當りの平均日産は内地又はアメリカの夫れに比して遙かに

多量であり、ソ聯政府の絶えざる壓迫にも拘らず、猶且内地産油の過半量を産出しておる状態である。特に試掘作業の成績に至つては、其の成功率が日本内地に於て六十分ノ一米國六分ノ一乃至十分ノ一であるに比し、北樺太油田では二分ノ一と言ふ素晴らしい実績を挙げつゝあるのである。

國內需要の九十%を外國からの輸入に俟たなければならぬ貧弱なる我液体燃料資源と對照するならば、我北樺太油田の將來性と國家的重要性は語らずして明かな處であらう。

三、北樺太油田の發見より今日に至る迄

北樺太油田は今を去る六十年前(明治十三年)、尼港の商人イワノフが毛皮の商用で北樺太東岸を跋渉した際、一土人の言によつて現在のオハ油田地域に石油の大露面あるを發見したのに始まる。其の後ゾートフなる者がオハに於て試掘權を獲得し、現存の所謂ゾートフ井を掘鑿して始めて出油を見たのは、實に明治四十二年のことである。

其の後試掘を試みた者もあつたが、露國革命と共に作業を中止又は失權するに至つた。

斯かる際、イワンスタヘーエフ商會は大正七年大隈侯爵に對し、

日露合辦事業として開發せんことを勧誘したので、之を動機とし久原スタヘーエフは北樺太石油調査の契約を締結し、久原は調査隊を現地に派遣して油田を踏査せしめる傍、スタヘーエフをして鑛業權の獲得に努めしめたのである。然るに、當時ソ聯邦極東オムスク政府は北樺太石油利權を某國企業家に許可せんとするの情報があつたので、我當局は國防及産業上の見地から速かに本資源の開發を日本人又は日ソ兩國人をして經營せしめる様指導するを必要とし、大正八年五月久原の外に三菱、大倉、日石、寶田の五社をして北辰會なる組合を設立せしめ、久原スタヘーエフ間の契

約による久原の權利義務一切を繼承せしめることとし、ソ國地方官憲の了解を得て、全年六月従業員二百名をバターシン及ノーグリツク方面に派遣し鑿井作業に着手せしめた。此の時に當り海軍省も亦自ら油田調査を企て、五組の地質調査隊を派遣したのである。然るに最初の冬營を敢行した大正九年一月尼港方面を襲つたバルチガンが北樺太油田をも襲撃するとの報があつたので、前記二百名の同胞は嚴寒氷雪を冒し、生死を賭して二十餘日、漸くにして徒歩南樺太に難を避けるの止むなきに至つた。

次で尼港事件の結果、我派遣軍が沿海州及北樺太を軍事占領する

に及び、北辰會は海軍省指導の下に作業を開始し、南北一二〇哩に亘る地帯を開發したのである。大正十年七月北辰會は資本金五百萬圓の株式會社となり、次で大正十五年六月、日ソ修交條約に基き資本金一千万圓(現在二千万圓全額拂込済)の北樺太石油株式會社が創立せられたことは前述の通りである。

茲に於て油田の開發は俄然本格化せられ、酷寒零下三十度食糧の不足と猛獸の危険を冒し、太古の密林を伐り陰濕なるツンドラ地帯を開き、道を作り家を建て、加ふるにソ聯の惡辣なる壓迫を蒙りつゝ、漸くにして今日の發展を見るに至つたのである。其間我

政府當局より與へられた絶えざる御鞭撻と經濟上其他各種の御支援は筆紙に盡し難いものがある。今日迄の營業成績、投下資本、年度別採油及搬出油量、稼働人員等を示せば左の通りである。

營業成績一覽表 (昭和十四年三月調)

事業年度	拂込資本金	收入	支出	純益	配當	次年度繰越金
大正十五年度	四、〇〇〇、〇〇〇	九八二、三三九	九〇〇、二八六	四七、八三〇	無配	四五、三三〇
昭和二年度	四、〇〇〇、〇〇〇	二、一六一、八五五	一、六五八、三五一	三七八、五〇四	(年八分)	四七、八三四
同三年度	六、〇〇〇、〇〇〇	三、五八三、四三八	二、五五〇、五一三	五九四、九一五	(年八分)	七三、七四九
同四年度	八、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇五、七九二	三、五三五、〇五〇	八二二、七四二	(年八分)	一四五、九九二

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十三年度	十二年度	十一年度	十年度	九年度	八年度	七年度	六年度	五年度	五年度	五年度
二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	一七,五〇〇,〇〇〇	一七,五〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	一三,五〇〇,〇〇〇	一三,五〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,六三六,三八七	五,六三六,三八七
七,八三〇,六〇六	五,九三四,六五八	六,四三三,一五三	五,八三八,〇四二	五,〇八二,三八二	五,六二六,九三三	五,三〇二,五〇〇	五,〇四六,七九四	三,七五八,二二七	三,七五八,二二七	三,七五八,二二七
六,三〇三,一三〇	三,六八五,八三四	四,〇六六,三〇三	四,〇〇三,三三四	三,七三〇,八二七	三,九七七,三七四	三,八〇三,三〇〇	三,四九八,五二八七	一,〇一五,一七〇	一,〇一五,一七〇	一,〇一五,一七〇
一,五二七,四八六	九三八,八三四	一,二六九,八四九	七六九,七〇七	三〇一,五五五	八六九,五四九	七九六,二〇〇	八九一,五〇七	八九一,五〇七	八九一,五〇七	八九一,五〇七
(年四分)	(年四分)	(年四分)	(年三分)	無配	(年五分)	(年六分)	(年七分)	(年八分)	(年八分)	(年八分)
〇	四五五,八六三	四五五,八二九	五〇一,四七九	三七〇,七七三	一一〇,二一八	七九,八六九	一三三,六六八	一八六,一六一	一八六,一六一	一八六,一六一

一〇

自初年度至昭和十三年度投資調

一、採掘鑛區固定資産
 初年度 一六、四七六、六七一、二八
 三、一九七、〇〇〇、〇〇〇

昭和二年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三年度	四年度	五年度	六年度	七年度	八年度	九年度	一〇年度	一一年度	一二年度	一三年度
一、一三〇、二二〇、五六	一、二三八、二六九、二三	一、〇七一、七五八、三一	一、二七一、四〇三、七三	一、〇九七、七九二、一五	一、二〇〇、五三五、二三	一、三五五、八三二、二二	四一八、五四〇、六九	三四〇、二四一、〇九	一、九八一、五五九、九四	一、三一三、五五八、七九

一一

二、試掘投資

同	一三年度	八四九、九五九、三四
初	年	二〇、四一三、九四七、〇五
昭和	二年度	九四、九九三、〇〇
同	三年度	一五七、一六二、五六
同	四年度	六七〇、三一八、一六
同	五年度	一、〇五四、五八九、五九
同	六年度	一、〇六〇、三八三、〇九
同	七年度	九二四、一二二、九二
同	八年度	一、五六九、四〇六、六五
同	九年度	二、五四二、二四三、六五

年度別採油及搬出油量表

(略近延數)

同	一〇年度	二、五五六、二六八、五六
同	一一年度	三、四六〇、二三六、一一
同	一二年度	五、二二五、六六六、〇四
同	一三年度	一、〇九八、五五六、七二

年次	採油量	トレスト原油購入	本邦へ輸油量
大正十五年	オハ 三四、〇〇〇		二〇、〇〇〇
昭和二年	オハ 七七、〇〇〇		四五、〇〇〇
同三年	オハ 一二二、〇〇〇		九〇、〇〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同
十	十	九	八	七	六	五	四
一	年	年	年	年	年	年	年
カ オ タ ハ ン グ リ	カ オ タ ハ ン グ リ	カ オ タ ハ ン グ リ	カ オ タ ハ ン グ リ	カ オ タ ハ ン グ リ	カ オ タ ハ ン グ リ	カ オ タ ハ ン グ リ	オ ハ
一 二 五 六 〇 〇 〇 〇 〇	一 六 四 〇 〇 〇 〇 〇	一 六 三 〇 〇 〇 〇 〇	一 九 三 〇 〇 〇 〇 〇	一 八 七 〇 〇 〇 〇 〇	一 八 七 〇 〇 〇 〇 〇	一 九 二 〇 〇 〇 〇 〇	一 八 四 〇 〇 〇 〇
四 〇 〇 〇 〇	四 〇 〇 〇 〇	一 二 三 〇 〇 〇	一 二 五 〇 〇 〇	一 三 四 〇 〇 〇	一 一 三 〇 〇 〇	三 七 〇 〇 〇	二 八 〇 〇 〇
一 六 七 〇 〇 〇	一 七 五 〇 〇 〇	二 四 一 〇 〇 〇	三 一 三 〇 〇 〇	三 一 四 〇 〇 〇	二 七 三 〇 〇 〇	一 九 九 〇 〇 〇	一 三 二 〇 〇 〇

年度別従業員並家族員数表

(最大数)

大 正 十 五 年	昭 和 二 年	同	同	同	同	同	同
三	四	五	六	七	八	九	十
年	年	年	年	年	年	年	年
五 〇 二	五 五 六	八 四 五	一 〇 四 三	一 八 四 六	一 四 七 二	一 五 二 二	一 五 七 三
二 三 六	五 七 四	七 七 八	九 三 一	七 九 二	一 一 七 一	一 四 三 〇	一 四 九 四
七 三 八	一 一 三 〇	一 六 二 三	一 九 七 四	二 六 三 八	二 六 四 三	二 九 五 二	三 〇 六 七
不 詳	同	同	同	同	同	同	五 九 四
不 詳	同	同	同	同	同	同	一 四 九 六

同	九	年	一、八〇一	一、八七八	三、六七九	六八四	一、七五六
同	十	年	一、四二九	一、八〇三	三、二三二	六三九	一、五五〇
同	十一	年	一、八三七	二、二〇四	四、〇四一	六二五	一、五九七
同	十二	年	一、六五九	三、三四六	五、〇〇一	一、一四八	三、一六八
同	十三	年	一、〇六二	一、四九九	二、五六一	九四五	二、六四五

四、利權に對するソ聯の態度

北樺太利權が確乎不拔な日ソ基本條約に立脚し、而も我國家經濟上絶大なる意義を持つてゐることは前述の通りであつて、何人とも雖も之を一九二二年以來レーニンの政策となつた一般利權法に基

く單なる對外利權讓渡政策の成果であると考えざる者はあるまい。果せるかな、一九二八年第一次五ヶ年計畫が開始せられて以來、奪回し盡された各國の對ソ個人利權は百數十にも及ぶ中に、我北樺太石油、石炭利權だけは毅然として其生存を續けて來たのである。勿論、其間ソ聯邦の我利權に對する態度は時に一張一弛の有様で相當な壓迫も蒙たのであるが、多年の懸案であつた試掘期限の五ヶ年延長協定なども調印せられると言ふ状態で、一種の友交的雰圍氣すら感受されたのである。

然るに昭和十一年十一月日獨防共協定が締結せられるに及んで、

我利權に對するソ聯の認識は漸次狂ひを生じて來たのであるが、日支事變の勃發と歐州國際情勢の推移とは果然利權に對する厭迫に拍車を加へ、今や北京條約締結の精神は蹂躪せられ、議定書(乙)の條項は空文に歸せんとするの、状態となつたので、帝國政府は權益擁護の見地からソ聯當局に對し強硬抗議中である。其暴狀の具体的事實は枚擧に遑ない程あるが、茲に其實例の一端を示し、北樺太保障占領解除の條件として獲得し、而も尼港事件の血で購つた貴重なる國家的權益北樺太石油利權が現在如何なる取扱を受けてゐるかを見ること、する。

五、暴狀の實例

(イ) 現地の治安を乱し邦人を脅かす

北樺太の現地は一般に想像されて居る通り、氣候惡く、冬は零下四十度にも及ぶ邊鄙な所であります。其の様な土地に住む者には、少くとも日常の生活は愉快で平和であることが一番望ましいのは言ふまでもありません。自然が與へる脅威は人間相互の親和に依つて多少とも慰められる筈であります。處が現地の治安維持に當るソ聯の官憲は故意に邦人に苛酷に當り此の地に居たたまらぬ様に仕向けてゐるのであります。

以前から邦人とロシア人との交際は不自由でありましたが、近頃では全く交際が出来ない許りでなく、逆に官憲が背後よりソ聯の青少年を利用して、色々な惡戯暴行をさせてゐる有様であります。ソ聯の子供が邦人従業員を公然侮辱したり、密かに井戸水の中に馬糞を投入したり、家や倉庫の窓を壊して物を盗んだりして

も、ソ聯官憲は知らぬ顔をして寧ろ此の様な不法行爲を奨励してゐるかの様であります。之迄も何回となく盜難事件が起つたが、未だ一回も犯人の檢舉を見ない有様で、其の不誠意振りは全く言語同斷であります。昨年の夏でありましたが左近司社長が現場を視察した際、オハ領事と同乗中の列車目がけて投石した者がありました。幸に窓硝子を破つた丈で負傷は免れたが、嘗て氏家海軍々需局長の視察中にも同様の事件があつたのです。現地の空氣が如何なるものであるか御想像が出来ると思ひます。更に惡質の事件がオハ鑛場に起りました。それは鑛場見廻中の會社邦人夜警が何者かに毆打され、人事不省に陥つたことであります。此の兇行の跡を調べて見ると、犯人は窃盜現場を發見されたので、驚いて有り合せの鐵棒で夜警の腦天を打つた事が判明しましたが、此の犯人捜査に就いてソ聯官憲は何等の誠意を示さず、他事の様な態度を示しました。斯様な事態が續く限り現地の在留邦人は益々不安に驅られ、落付いて作業に従事出来ないのであります。

すが、其處がソ聯の思ふ盡であつて、正に利權排撃のゲリラ戦と言ふべきものであります。

(ロ) 邦人を不法逮捕し不當裁判施行

利權企業に従事する多數の邦人が無暗に起訴せられたり、理由もなく逮捕せられた模様は度々新聞紙が報じてゐる所であります。到底法治國では想像も出来ない仕方であることも一般に良く知られてゐるのであります。石油利權地の北樺太がソ聯領土に屬し、ソ聯國內法が當然に適用されるのを良い事にして、ソ聯當局は法規の解釋を曲げたり正當の根據も無く邦人を拘引して行き、辯論も聞かずに判決を下してゐるのであります。其の結果は何千何百留もの罰金を支拂はされる者や、二年三年と云ふ長期の體刑に處せられる者が次ぎ／＼に出てゐるのであります。

ソ聯の裁判振りがインチキ極まるものであことは世界的に有名であるが、其の不法裁

判に引つか、つて、出國禁止を命ぜられた職員は多數あり、幸に禁止が解かれて無事歸國した後から、正式の手續も無く缺席裁判を勝手にやり莫大な罰金を巻き上げて居るのであります。一旦免訴に成つた事件を再び取上げて裁判にかけるが如きは奇怪千萬であります。ソ聯としても莫大な金が入るので得策と見え、最近は専ら此の罰金政策を強化してゐる様であります。現に先般鑛業所長以下二名が起訴せられ合計五千留の罰金に處せられた問題がありました。之などもソ聯が故意に労働者の日用品、食料の送込みを制限して置き乍ら、其結果起つた配給品の不足を口實に起訴したり、法規の解釋を勝手に曲げて杓子定規に宿舍の面積を取れとの難題を持ちかけた様な譯であります。之迄も斯様な出來事は相次で起つて居り、將來も亦同様に度々起つて來ることであらうが、此の様な裁判事件は従業員にとり最も恐るべき結果を豫測させるものであつて、之による人心の動搖は甚しいものがあるのは云ふ迄もありません。

其の中でも特にスパイ嫌疑の下に抑留されたまゝ何年経つても其の生死すら不明の邦人が數人も居ることは従業員にとり何よりも恐怖すべき問題であります。此のスパイ嫌疑で罪もない邦人をいぢめることはソ聯の様な國でなければ出來ない事であり、我が、此の手にかゝつた人こそ最も氣の毒であります。親兄弟の悲嘆は勿論のこと、我等同胞の到底黙つて視ては居られない所であります。我外務當局も屢々嚴重な抗議を申込み其の釋放を迫つて來ましたが、未だに何等の音沙汰もなく、其の所在すらも知らせぬ様な有様で、我々は勿論國家としても其體面上黙視するわけには行かぬ事であつて、ソ聯が此態度を續けて行くなれば、早晚重大な結果を生ずることは火を見るよりも明かであり、何れにしても凡ての邦人が現地に住むことを恐れて、歸國するものが續出し又日本内地からは一人も赴任の希望者が無くなる日をソ聯が待つてゐることは確實であります。

(ハ) 邦人労働者の入ソ拒否

會社は毎年夏が近づくと共に、多數の労働者職員を現場に送込んで冬の間には出來ない作業を一時にやつて置かねばならぬし、又現地で越年した人々を航海の出來る六月から十月迄の間に内地へ歸還させる爲交代者を赴任させねばならぬのであるが、その使用人員に就いては、利權契約で邦人何人に對し露人何人と云ふ風に一定規約があります。そこで例年事業計畫に要する人員を此の日露人の比率に従つて計算し、予めソ聯當局に備入申込書を提出する譯であります。昭和十二年以來ソ聯は此の約束を無視して會社申込書を勝手に削減したり、色々の横車を押して邦人の入ソを拒否して來たのであります。

然し昨年までは夏季も終りに近づいて少數の人員ながら入ソが許可されましたが、本年は未だ一名の査證も下附されず、事業の經營は全く不可能となりました。

去る七月一日東郷大使とソ聯外務人民委員次長ロゾフスキーとの會談の際にも、先づ此の問題を取り上げて嚴重申入れを行ひ、「労働者備入問題に付てはソ官憲は五月十五日迄に之を許可すべき義務が有るにも拘らず未だに許可しないが理由如何」と糺したのであります。

之に對しソ聯の返答は單に「目下燃料人民委員部で審議中」と云ふのみでソ政府の不誠意は言語に絶するものがあり、ソ側は明に利權契約に違反し、日ソ基本條約を蹂躪してゐるものと云はねばなりません。事態が斯くの如くなつては、最早、利權契約に従つて事業の經營を行ふことは全く不可能と云ふ外なく、我方としては飽く迄も權益確保に邁進するの要あると共に、之によつて不測の結果を生ずることがあつても、其の責は悉くソ聯の負ふべきことは當然のことであります。

(二) ソ聯の計画的詐欺行爲

從來よりソ側に於て不當なる罰金を課した例は枚舉に違なき程ありますが、一事件として三十余萬留に及ぶ高額なる罰金は始めてであります。從來の罰金賦課の性質を見ると豫測せざる事件、善意の規則違反、ソ側と會社との法規解釋相違等にして、會社の正當なる釋明を却下してソ側の一方的審理により罰金を賦課したのであります。極く稀には會社の申請を受理して有利に審議したこともありましたが、斯るソ側の態度は國際關係が多分に影響してゐるのであります。而して法治國としての片鱗が幾分でも見られたのであります。一昨年邊からは最早正當なる權利の要求は全然不可能となり一切ソ側本位の裁判をなす様になりました。其の中で最も惡辣なる判決が次に述べんとする罰金三十萬留事件であります。

本件は不法行爲と云はんか、俗に云ふ詐欺行爲と云はんか、實に憎みても余りあるものであつて本件の惹起されることは火を見るよりも明なことであつたのであります。概説すれば會社は團體契約（労働組合との綜合労働契約）に依つて労働者に一定數量の日用品、食料を販賣する義務を負はされてゐるので其の作業年度の人員計畫により必要數量を計算してソ側に輸入申請をなし、輸入許可を得るのであります。勿論會社に販賣義務を負はせる以上、必要量輸入に對しソ側より制限を受くべき筈はないのであります。

處が昨年会社の申請數量は多きに過ぐると何等の計算根據を示さず削減したのでありますから、實際の販賣に際し不足を生ずるのは當然過ぎるのであります。條理を盡し會社はソ側に説明したのでありますが、反省の色なく、會社は萬止むを得ず供給販賣に不足を生ずるも一切會社は責任を負はず、依而生ずる事態に對しソ側にて責任を採られ度しと警告して置いたのであります。

果せるかな會社の計算通りの不足を生じ、販賣の一部を縮少の余儀なきに至つたの

であります。

然るにソ側は己が非を忘れたかの如く、會社は契約に反し規定量を販賣せざる爲、勞働者は不足量をソ側の賣店で買ったが、會社が販賣する値段より高價であつたから其の差額を補償せよと云ふ、全く虫の良い要求でありました。勿論會社で相手にしなかつたのであります。其計算書たるや全く一方的の計算で大體會社販賣價額の十倍位の價格のものを買入れた計算にて差額を請求してゐたのであります。

人面獸心的行爲とは斯るソ側の行爲を指すものであらうと思ひます。又最近の現場鑛業所よりの電報によれば二月以降の一部供給不足分に對しても金錢補償を要求して來ましたが、再び裁判問題となり同じ穴の貉である以上最近の狀勢より察して裁判所の判決は明白であります。

今にして思へばソ側は既に昨年より今回の行動を計画してゐたものと斷ずるを至當と考へます。

(ホ) 物資送込み制限

物資送込制限であります。之が會社に如何なる事態を誘致するかと云ひますと、ソ側が會社の申請數量を理由なく三〇%に制限した事は一見會社の事業計畫を三〇%に縮少した如く解釋されますが、實際は三〇%以下の縮少となるのであります。何故かと云へば、例へばポイラー三基の輸入申請に對しては一基も會社は輸入することが出來ぬ計算となります。

斯る例は枚擧に遑なく、結局作業の維持が不可能となるのであります。尙最近に至り、タービンポンプ、エヤコンプレッサー、ドローウオックス、デーゼル機關、トラクター、ラヂオ、双眼鏡等の品に對しては全然輸入を禁止しました。

最早斯る事態はソ側が作業遂行を妨害する程度の生優しきものではなく、作業遂行を不可能ならしむる意圖判然たるものがありまして、利權企業存在を否定するソ側の

條約違反行爲であります。輸入制限問題が解決せられざる限り作業遂行が不可能でありますから事件解決遷延は一日も猶豫出來ない状態にあります。

(一) 薪伐採不許可

昔よりシベリヤ沿海州樺太が千古不滅の大森林地帯であることは一般常識であり、吾が石油利権も此の大森林地帯に存在してゐるのであります。豊かなる木材の恩恵を多分に享けて、我が石油利権が發展して來たのであります。其の用途多様でありまして、建築、杭木、電柱、枕木、燃料、薪等數へ來れば、余りにも森林の恩恵に浴しました。處が一昨年無暴なる木代金の引上を爲したため、憤慨の折柄、次に其の用途に迄干渉して來たのであります。即ち、代金を支拂ふ支拂はぬに關係なく、薪材は絶體に枯木でなくてはならぬと云ふ命令を出したのであります。

處が實際問題として枯木は火力も弱く又會社の必要とする量は到底求むることが出來ないので從來は生木を薪として使用する際、生木に對する高き代金を支拂つて焚いてゐたのであります。生木使用禁止命令が出た以上生木を焚けば罰金を課せられ、責任者は体刑を受けることゝなりますので、昨年より遂に涙を呑んで馬鹿らしいと知りつゝ、莫大な損失を受けながらも内地より薪を積送することゝなつたのであります。森林豊かなる地帯に薪を送るなど眞に笑止の沙汰でありまして、夫れも一年約一萬屯を必要としますから、大型の汽船一隻が漸く輸送し得ること云ふ事態なのであります。經營上の採算は暫く措きましても、ソ側の非道なる侮辱的措施に對して忍び得ない公憤を感ずるのであります。

(二) 船舶支所寄港問題

利権地域に建設材料、食料、日用品、勞働者を送り込むことは企業經營上の重大要素であり、利権契約にも明かに規定されてありまして、オハ以外は開港場であるとか

いとかに云々すべき筋合のものでないであります。

利権契約を否定せざる限り、作業地に從來通り邦船の寄港を許可することは論議の余地がありません。昨年も支所寄港の許可を與へず一時は憂慮されましたが、六月下旬に至つてソ側が自己の非を悟り遅滞ながら支所寄港を許可して來たので、問題が重大化せずに過ぎたのであります。處が本年も再び昨年と同様の態度に出で未だに未解決の状態にありまして、徒に時日を遷延し作業の遂行を不可能ならしめんと企て、居る有様であります。斯る状態が是れ以上續けらるゝとすれば、誠に憂ふべき人道上の問題が必然的に惹起することとなるのであります。即ち八ヶ月に渉る冬越しの憂鬱なる生活を癒してくれるものは新鮮なる野菜食料、家族よりの通信であります處カタンダリ支所の如きは本年は未だ初航船の寄港が無く、彼地に働く邦人の肉体的精神的苦痛は察するに余りあるものがあります。此の上事件の解決を遷延すれば精神上肉体上労働不能に陥り結局作業不能となり事業地閉鎖の止むなきに至るのであります。

是れ又解決に寸刻を争ふ重大問題と云はざるを得ません。

(チ) 團體契約改訂交渉経緯

ソ國労働法によりまして労働者を使役する場合、会社は労働者の屬してゐる、職業組合と團體契約を締結する必要があるとして、各個人と労働契約を結ぶ要はないのであります。

團體契約の有効期限は一ケ年でありますから、有効期限の経過する前に双方希望條件を提出して討議を初めるのでありまして、協定成立すれば改めて一ケ年期限を延長するのであります。

会社としては毎年團契を改訂するのは面倒で且つ不利益でありますので有効期限を二ケ年と致し度いのであります。ソ國労働法によりまして團體契約は労働者にとつて

現行の労働条件を改善しても良いが改悪まかりならんとの規定がありますので是の點を組合では利用して改訂策謀をするのであり、従つて有効期限を一ケ年と主張する所以であります。

會社創立以來毎年の如く團契の改訂が行はれまして其の都度労働者本位に改變せられ最底賃金は約二倍に飛躍したに反して、物價は据置きとなり中には値下げせられたものすらあります。其の他住居文化設備の著しき改善は隣合せに經營してゐるトレストのそれと比較して數段の優秀さがあることを組合も認めてゐるのであります。

日用品食料品はソ聯物價の約十分の一の低廉さにて販賣されますので、トレスト労働者の収入から比較しますと、利權會社の労働者は遙に祐福なる生活をしてゐるのであります。

現行團契は約十ヶ月の日子を費して成立し、昨年五月迄効力がありませんたので當然改訂交渉を開始すべきでありましたが、組合側に對策が準備出来なかつた爲か、漸く昨

年十一月中旬より本社派遣の古川社員との間に改訂交渉が始まつたのでありますが、組合の改訂案なるものは全く非常識極るもので、賃金四十%値上、労働能率低下を策する労働條件の改變、老なる建設、施設を要求し來たのであります。

夜店のバナナ賣の如き掛値ありとは從來の例により明瞭であります、眞面目な態度で改訂審議に臨まないのは會社として不愉快に感ずる次第であります。

當初は頑迷にて強硬なる態度でありましたが、結局賃銀値上十五%と云ふことには正されました。然るに如何なるヂエスチユアかは知りませんが、團契の改訂交渉の會社代表者古川社員のモスコイ居住を許可せず五月二十一日不止得モスコイ發歸國したのであります。斯る侮辱的ソ聯の態度にも不拘會社は問題の圓滿解決を希望して、難きを忍び、其後モスコイ高毛禮駐在員をして交渉を繼續せしめてゐるのであります。

390
341

昭和十四年七月十八日印刷
昭和十四年七月二十一日發行

【非賣品】

東京市豊島區雜司ヶ谷町一ノ三三三二

編輯兼
發行人

仲田治

東京市神田區河町二丁目十六番地

印刷所

慶壽印刷所

發行所

北樺太石油株式會社

終

